

四日市市行財政改革プラン 2014（平成 26～28 年度）

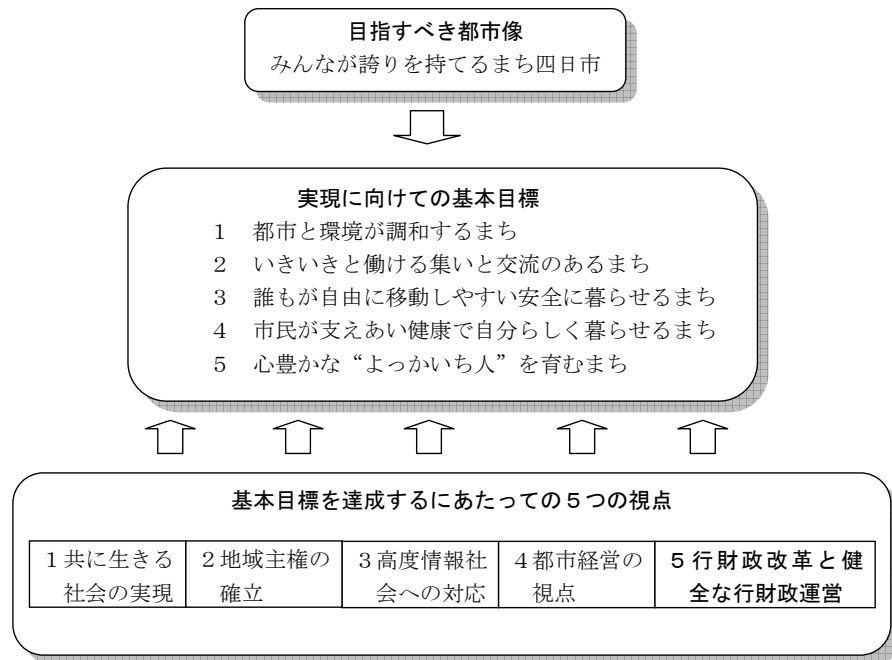
財政経営部

四日市市行財政改革プラン 2014 (26 年度～28 年度)

1. 行財政改革プラン 2014 の策定にあたって

平成 23 年度からの四日市市総合計画では、「みんなが誇りを持てるまち四日市」の実現を達成するための 5 つの視点の 1 つとして「行財政改革と健全な行財政運営」を位置づけています。

この「行財政改革と健全な行財政運営」を具体的に推進するために、平成 23 年度から、計画期間を 3 年間とする第 1 次行財政改革プランを策定し、取り組みを行ってきました。これまでの取り組みの基本的な考え方や基本方針を継承し、引き続き目指すべき都市像の実現に向け、第 2 次行財政改革プラン (26 年度～28 年度) を策定し、取り組んでいきます。



2. これまでの行財政改革の取り組み

平成23年度からは行財政改革プラン2011に取組み「限りある資源を最大限有効に活用し、多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民によりよい行政サービスを提供し、持続可能な行財政運営を図ること」を改革の目的とし、4つの基本方針をもとに具体的に61項目を掲げ、取り組んでいます。

また、中期的な財政収支を見通したうえで、「健全な財政運営」及び「持続可能な財政基盤の確立」の2つの視点に立ち、具体的な指標を設定し、健全で持続可能な財政運営を行ってきています。

それぞれの取り組み状況については、以下のとおりです。

○行財政改革プラン 2011 取り組み状況

(1) 基本方針別の達成状況及び削減効果額

| 基本方針 | 事項数 | 達成状況 | | | 削減効果額 <H23～H24> (千円) |
|----------------------|-----|------------------|-------|--------------|----------------------------|
| | | 目標以上または 目標どおり | | 目標より 下回った | |
| | | 事項数 | 達成率 | 事項数 | |
| I 市民と共に進める公共サービスの構築 | 1 1 | 4 | 36.4% | 7 | △828 |
| II 効率的で質の高い行政サービスの提供 | 1 3 | 1 1 | 84.6% | 2 | △12,513 |
| III 持続可能で健全な財政運営 | 2 0 | 1 2 | 60.0% | 8 | △984,433 |
| IV 市民に信頼される行政運営 | 1 7 | 9 | 52.9% | 8 | △5,905 |
| 計 | 6 1 | 3 6 | 59.0% | 2 5 | △1,003,679 |

(2) 財政運営の状況

①健全な財政運営の視点

【指標 1】全会計市債残高の削減

●平成 2 5 年度決算で 2, 0 9 0 億円以内とする。

| 区分 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市債残高 | 2,240 億円 | 2,163 億円 | 2,098 億円 | 2,005 億円 | 1,989 億円 |

②持続可能な財政基盤の確立の視点

【指標 2】財政調整基金の充実

●平成 2 5 年度決算で 7 5 億円以上とする。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金 | 57億円 | 66億円 | 80億円 | 91億円 | 91億円 |

3. 行財政改革プランの目指すもの

行財政改革プランの目的としては、「限りある資源を最大限有効に活用し、多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民によりよい行政サービスを提供し、持続可能な行財政運営を図る」こととします。

この行財政改革プランは、事務事業の見直しなどにより定量的に効率性を追求する取組みを進めた上で、より一層の「質」の面にも配慮し、サービスの提供主体のあり方や、効果的な提供方法などを工夫して、定性的な効果を上げる視点からの行財政改革を推進していきます。

また、市の財政基盤を将来にわたって安定的に確立するために財政運営の改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に迅速に適応しつつ、政策目標の実現にまい進する組織風土を確立するために職員の意識や組織の改革を進めるなど、市民に信頼される行政運営を進めます。

〔改革の目的と手段（基本方針）〕

改革の目的

限りある資源を最大限有効に活用し、多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民によりよい行政サービスを提供し、持続可能な行財政運営を図る。

〔4つの基本方針〕

市民と共に進める公共サービスの構築

効率的で質の高い行政サービスの提供

持続可能で健全な財政運営

市民に信頼される行政運営

改革の目的を達成する手段として、上記の4つの基本方針に整理したうえで、この基本方針の改革の視点を踏まえ、各部局で重点的に取り組む改革事項を位置づけています。

行財政改革プラン 2014 における取組み

平成 23 年度からの取組み状況を受け、外部委託などの効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、資産の効果的・効率的な活用及び市税等滞納整理の推進など、持続可能で健全な財政運営を図るなど、3 年間で重点的に取り組む改革事項 38 項目を掲げ、取り組んでいきます。

4. 財政運営の指針について

(1) 基本的な考え方

総合計画の推進計画の着実な実施のためには、推進計画の計画期間にあわせた中期的な視野のもとに、健全な財政運営を行っていく必要があります。

そのために、このプランでは、中期財政収支の見通しを推計するとともに、一般会計だけでなく企業会計を含めた全会計や債務保証など総合的な観点から健全な財政運営を目指した指針を定め、財政規律の堅持に努めます。

行財政改革プラン 2014 における取組み

健全な財政運営の視点から、当該年度の資金の動きであるフロー指標として、実質収支比率及び実質公債費比率を設定し、一般会計だけでなく企業会計を含めた全会計の債務、将来の財政負担などを的確に把握し、市全体の健全な財政運営に努めます。

また、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立の視点から、ストック指標として将来負担比率および財政調整基金と減債基金の確保を指標に設定し、財政運営を図っていきます。

(2) 財政運営の指標の設定について

行財政改革プラン 2014 では、健全な財政運営の視点と持続可能な財政基盤の確立の2つの視点から指標を定め、財政運営を図っていきます。

①健全な財政運営の視点（フロー指標）

【指標 1】 実質収支比率

【指標 2】 実質公債費比率

②持続可能な財政基盤の確立の視点（ストック指標）

【指標 3】 将来負担比率

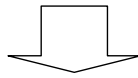
【指標 4】 財政調整基金、減債基金の確保

① 健全な財政運営の視点

【指標 1】 実質収支比率

実績

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 比率 (%) | 3.2% | 3.0% | 2.5% | 3.4% | 3.3% | 2.8% |



目標：3%～5%の水準を保つ

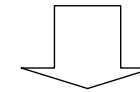
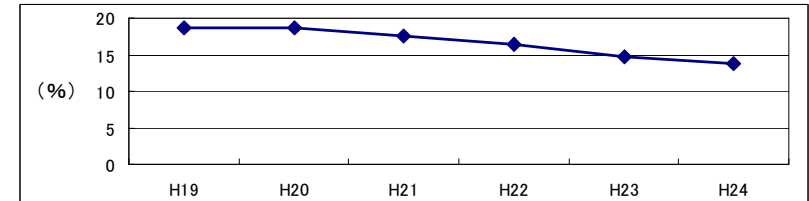
$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントです。しかしながら、地方公共団体は営利を目的として存在するものではないことから、黒字の額が多いほど良いといえるものではなく、一般的に3%～5%が適正な比率とされています。

【指標 2】 実質公債費比率

実績

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 比率 (%) | 18.7 | 18.6 | 17.6 | 16.4 | 14.7 | 13.7 |



目標：平成28年度決算で9.2%以下とする

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

実質公債費比率とは、全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことであり、数値が低いほど柔軟な財政運営が可能となります。

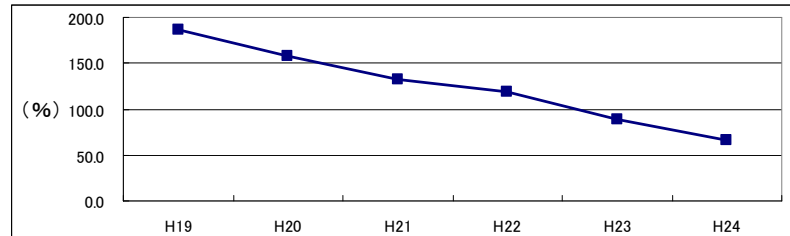
本市は、平成24年度決算で13.7%と全国・県内の水準より高い数値であることから、平成28年度決算において9.2%以下（平成24年度全国平均）を目標とし、計画的な市債発行に努めます。

②持続可能な財政基盤の確立の視点

【指標3】将来負担比率

実績

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 比率(%) | 186.1 | 158.4 | 132.9 | 118.9 | 89.0 | 66.0 |



目標：平成28年度決算で60.0%以下とする

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

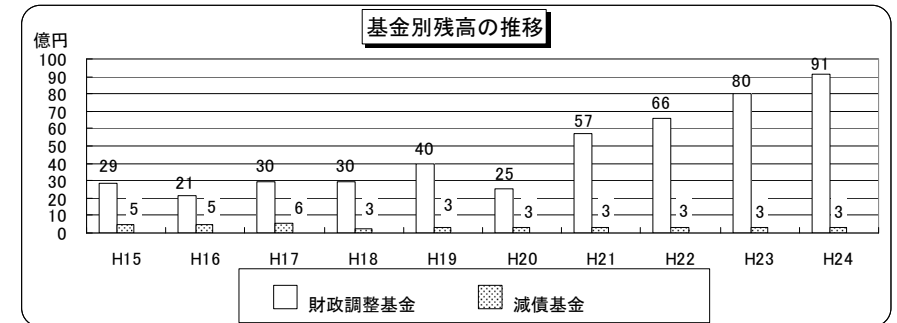
将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（市債）など現在抱えている負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

将来負担比率は、土地開発公社や第三セクターまで含めたストックの指標として、基金や市債等の残高をベースに、本市全体の将来負担額の割合を表したものであり、将来世代につけを残さないため、数値は低い方が良いとされています。

将来にわたって持続可能な安定的な財政運営を目指し、平成28年度決算で60.0%（平成24年度全国平均）を目標としていきます。

【指標4】財政調整基金、減債基金の確保

実績



目標：財政調整基金と減債基金の合計残高100億円を確保する

経済不況などによる大幅な収入減や、災害の発生などによる予期せぬ支出の増加に備えるとともに、年度間の財源の不均衡を調整するのが財政調整基金です。

また、地方債の償還及びその信用維持のために設けられるのが減債基金であり、将来の償還財源の確保のため、計画的な積立を行っていく必要があります。

東日本大震災という非常に大規模な災害が発生したことから、災害に備える必要性が増すとともに、先行きの経済情勢が不透明な中、財政調整基金と減債基金の2基金で100億円を確保することを目標とします。

<参考>

中核市平均（平成24年度決算額）

| | (単位 千円) |
|--------|-----------|
| 財政調整基金 | 8,686,958 |
| 減債基金 | 3,142,947 |

四日市市行財政改革プラン2014(26年度～28年度)

基本方針 I 市民と共に進める公共サービスの構築

【改革の視点】

将来にわたって公共サービスの維持、向上を図り、地域住民の満足度を最大限向上させるためには、行政と市民との適切な役割分担のもとで、自助・共助・公助がバランス良く融合した地域社会の形成を目指すことが必要です。こうした考え方を基本に、これまで進めてきた市民協働等のさらなる推進に加え、市民、自治会、NPO、ボランティアや企業など地域のさまざまな力を結集して多様な主体がそれぞれの特性を生かして公共サービスの担い手となる「新しい公共」を推進します。

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 1 | 審議会・委員会等への女性の参画を促進 | 「審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会・委員会等への女性の参画を促進する。 | 促進 | | | 市民文化部 男女共同参画課 総務部 人事課 |
| 2 | 協働委託事業の推進 | 公共サービスを提供するにあたり、市民と行政との協働による委託事業を推進する。 | 検証・検討 | 実施 | | 市民文化部 市民生活課 |
| 3 | 健康ボランティアによる健康づくり事業の推進 | 健康ボランティアを育成し、市内全域で健康づくりを浸透していけるよう地域の既存の団体や職域との連携、協働事業の充実を図ることで地域の健康度アップを目指す。 | 段階的实施 | | | 健康福祉部 健康づくり課 |
| 4 | 市民団体及び企業による環境教育・学習の実施 | 新たに開館する「(仮称)四日市公害と環境未来館」で行う環境教育、事業(語り部育成等)について、市民、市民団体等や企業との協働により実施する。 | 実施 | | | 環境部 環境保全課 |
| 5 | 博物館ボランティアによる常設展示解説の実施 | 3F常設展示をリニューアルし、体感型の展示にしていく。これまで博物館ボランティアは特別展の監視や解説等を行ってきたが、新たに常設展で体感型展示を解説するボランティアを導入することで、より効果的な体験や学習を実施する。 | 実施 | | | 教育委員会 博物館 |
| 6 | 防災・減災推進員(仮称)による出前講座の実施 | 防災大学修了生対象の連続講座を平成26年度から開催し、地域で防災・減災意識啓発の中核を担う人材育成を進め、同講座修了生や同等の知識技能を有する人が防災・減災推進員(仮称)として地域・自治会の出前講座の一部を担うことにより、自助・共助による地域防災・減災力の向上を図る。 | 実施 | | | 危機管理監 危機管理室 |

基本方針Ⅱ 効率的で質の高い行政サービスの提供

【改革の視点】

市民ニーズの的確な把握に努め、市民にとって必要性の高い、利用しやすいサービスをより効果的、効率的に提供できるよう、絶えず改善、改革を行い、手続きの簡素化や迅速化、利便性や満足度の向上などに資する取り組みを進め行政サービスの質の向上に取り組みます。

市民の視点に立ったサービスの提供

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----------------------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 7 | システムの適正化による総経費削減や住民サービスの向上の実現 | 様々なシステム間の連携を可能とするための仕組みである共通基盤システムをまず整備し、マイナンバー対応やこれから更新時期を迎えるシステムについてもこの仕様に準拠したシステムにより再構築し、システム全体の適正化を図る。 | 一部実施 | 段階的实施 | → | 総務部 IT推進課 |
| 8 | 窓口サービスセンターの充実 | 平日の昼間に窓口を利用することが難しい働く世代・子育て世代を考慮した土・日、休日、夜間に利用可能な窓口サービスセンターを新たに開設し、市民サービスの向上を図る。 | 実施 | | | 市民文化部 市民生活課、市民課 |
| 9 | 幼稚園・保育園のあり方の検討 | 公立幼稚園の園児数の著しい減少や隣接する幼稚園・保育園の実態に対して、地域の実情・バランス、就学前児童の将来推計、保護者の利用ニーズ等を考慮したうえで、子ども・子育て支援事業計画(平成26年度中に策定)に定める教育・保育施設の需要と供給の量を踏まえ、今後の幼稚園・保育園のあり方を検討する。 | 検討 | → | 方針決定 | こども未来部 こども未来課 保育幼稚園課 |
| 10 | 清掃関係業務の見直し | 新総合ごみ処理施設稼動に併せ、南北清掃事業所の統合や南部埋立処分場及び楠衛生センター管理業務の委託などを含めたあり方を検討し、清掃組織の効率化を図る。 | 検討 | 調整 | | 環境部 生活環境課 |
| 11 | 学校規模等適正化計画の推進 | 平成24年度に改定した「学校規模等適正化計画」に基づき、児童生徒にとって適正な学校規模を確保し、効果的かつ効率的な学校運営を行う。そのために、毎年推計を見直し、適正化対象となった学校については保護者や地域住民等の理解を得るよう努め、関係者一体となり適正化に向けて取り組みを進めていく。 | 適宜実施 | | → | 教育委員会 教育総務課 |

民間活力の活用

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 12 | 一元管理公用車の配車管理業務等の外部委託 | 一元管理公用車等の配車管理業務や運行業務などの外部委託を実施する。 | 実施 | | | 財政経営部 管財課 |
| 13 | 徴収業務の外部委託 | 徴収関連業務の民間委託について、債権回収会社の活用も含めて、関係各課の委託可能な業務範囲や費用対効果などを検討するとともに、可能なものから段階的に実施していく。 | 段階的实施 | | | 財政経営部 財政経営課 関係各課 |
| 14 | 朝明広域衛生組合の包括外部委託の導入 | 組合の今後の運営の方法として、包括外部委託を導入する。 | 調整 | | 実施 | 環境部 生活環境課 |
| 15 | 学校給食業務の効率化 | 調理員の定年等による退職に伴い発生する人員確保等の問題に対応するため、平成19年度より調理業務の委託化を進めているが、栄養教諭・学校栄養職員の配置校が18校のうち、現在委託校13校、なかよし給食2校を除き、あと3校まで委託化が可能なため、調理員の採用、退職等人員の増減状況にあわせて委託化を進める。 | 適宜実施 | | | 教育委員会 学校教育課 |
| 16 | 水源管理センターの運転管理業務の一部外部委託の拡大 | 水源管理センターの巡視業務の一部及び運転監視業務の一部について外部委託を拡大する。 | 実施 | | | 上下水道局 技術部施設課 |

基本方針Ⅲ 持続可能で健全な財政運営

【改革の視点】

財政運営においては、中長期的な財政見通しの下、歳入面では新たな財源の確保に努めるとともに、歳出面においては徹底した事務事業の見直し、市債発行の抑制や、公共施設のアセットマネジメントなどにより、将来に向かって持続可能で健全な財政運営に努めます。

施策、事務事業の見直し

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 17 | 入札契約制度の見直し | 入札契約の公正性・透明性・競争性を確保するため、入札契約制度の見直しを行うとともに、公契約条例の整備を進める。 | 適宜実施 | | | 総務部 調達契約課 |
| 18 | 中小規模システムのサーバ統合・集約 | これまで、各課の個別システムは専用サーバで運用してきたため、サーバ台数増加に伴い管理コストや再構築コストが増大していた。 そこで、平成25年9月2日からサーバ仮想化技術を活用した中小規模システム統合サーバ(YCloud)の運用を開始し、各課の個別システムの統合を順次進めていくことで、庁内のサーバ台数を削減するとともに、データバックアップ等の保守レベルの向上を目指す。 | 実施 | | | 総務部 IT推進課 |
| 19 | 指定管理者制度の見直し | 平成16年度に導入した指定管理制度について、モニタリングや選定評価などの運用について、見直しを行う。 | 適宜実施 | | | 財政経営部 財政経営課 |
| 20 | 受益者負担のあり方の検討 | 各事業のコストに相応しい適正な受益者負担(使用料・手数料)のあり方について、コストと負担の状況を分析・公表し、市民の理解を図りながら見直しを進め、そのあり方を検討し、下水道使用料や国民健康保険料など見直しを進める。 | 方針決定 | | | 財政経営部 財政経営課 |
| 21 | 市単独扶助費の見直し | 重度障害者に対する社会参加の促進、外出支援の制度見直しとして、タクシー料金助成、自動車燃料費助成等、社会参加の促進、外出支援のあり方について枠組みや運用方法を見直すとともに、他の市単独扶助費についても見直しを行う。 | 適宜実施 | | | 関係各課 健康福祉部 障害福祉課 |
| 22 | 補助金・負担金の適正化 | 平成21年度に策定した交付基準の見直しを行うとともに、その基準に基づいた補助事業の適正化を図る。 | 適宜実施 | | | 財政経営部 財政経営課 |
| 23 | 事務事業の見直し | 物件費など経常経費の抑制を図るとともに、事業の効果・効率性や優先順位からの選択と集中による事務事業の見直しを行う。 | 実施 | | | 財政経営部 財政経営課 |

歳入の確保

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----------------------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 24 | 広告収入等新規財源の確保 | <p>広報印刷物、ホームページ、公共施設等市の様々な資産を可能な限り活用し、広告収入等による収入増を図る。</p> <p>道路残地の有効活用 決定通知など各種通知への広告掲載 防災倉庫等への広告掲載</p> | 適宜実施 | | | 財政経営部 財政経営課 |
| 25 | ふるさと応援寄附金の見直し | <p>出身地や応援したい自治体に寄付をすると、居住地に納める住民税や所得税が一部控除される「ふるさと応援寄附金」について、お礼の品(感謝の気持ち)の品数を増やし、寄付金に応じたメニューに改めるとともに、電子申請を導入して寄付者の利便性の向上を図るなど、寄付者数や寄付金を増やすための取組みを進める。</p> | 実施 | | | 財政経営部 市民税課 |
| 26 | 市税等滞納整理の推進 | <p>本市が所有する債権について、「四日市市の債権管理に関する基本方針」に基づき、適正な管理と的確な回収に取り組むなど滞納整理を進める。</p> <p>市税の累積滞納者対策としては差押処分の強化や三重県地方税管理回収機構への移管等により整理回収を図っていく。</p> <p>市税以外の市債権のうち収納推進課に移管を受けた公債権についても、税の滞納整理手法を活用し、効率的な滞納整理を行うとともに、その他の債権についても、所管課において、初期滞納・新規滞納の解消に努める。</p> | 推進 | | | 財政経営部 収納推進課 健康福祉部 保険年金課 |

アセットマネジメント推進と資産の効率的活用

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----------------------------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 27 | 資産の効果的・効率的な活用 | <p>公共施設のより効果的・効率的な活用方法や、遊休化する資産の転活用などについて検討する。</p> | 適宜実施 | | | 関係各課 財政経営部 管財課 教育委員会 教育総務課 |
| 28 | 市有財産の売却等の推進 | <p>具体的な利用計画のない遊休土地や不要な資産等については、民間等への売却を行うとともに、当面利用予定のない土地や建物についても、貸付等財産活用を図る。また、用途廃止予定の財産について、他の用途への転活用を図る。</p> | 適宜実施 | | | 財政経営部 管財課 |

基本方針Ⅳ 市民に信頼される行政運営

【改革の視点】

多様化する行政ニーズや刻々と変化する社会経済情勢に、それぞれの「現場」で、環境の変化を的確にとらえ、対応していくための機動力が求められます。そのため、職員の資質や業務遂行能力の向上を図るとともに、職員一人ひとりが当事者意識をもって果敢に状況を変革していく組織文化を創造するとともに、人材の最適配分や、効率的な組織運営による経営資源の最適化を進めます。

また、政策目標の達成に向けて、合理的かつ効率的な組織を構築するとともに、各部局の政策推進・調整機能の向上を図ります。

効果的・効率的な行政運営の確立

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|----------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 29 | 行政経営システムの推進 | 第1次推進計画に対する評価検証や第2次推進計画の実施を踏まえ、分かりやすく簡素な政策評価検証システムを再構築する。 本市の行政運営の基本ツールとしている業務棚卸表を基本に「PDCA」のマネジメントサイクルを推進する。 | 推進 | 推進 | 推進 | 政策推進部 政策推進課 |
| 30 | 地区市民センター館長への権限・財源の委譲 | 地区市民センター館長に一定の権限と財源を委譲し、地域おこし・地域の特色を高めるもの、福祉、環境、子育てなどの地域課題に即応して効果的に対応する地域公益性に資するソフト事業など、地域の取り組みや活動を支援する。 | 段階的实施 | | | 市民文化部 市民生活課 |
| 31 | 看護師確保と看護体制充実 | 四日市看護医療大学をはじめとする看護師養成機関との連携を強化し、看護師の更なる確保・定着に努め、看護体制の充実を図る。 | 看護師数513人 | 看護師数534人 | 看護師数534人 | 市立病院事務局 総務課 |

適正な定員管理と職員給与

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|---------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 32 | 職員給与の適正化 | 職員給与については、社会一般の情勢に適應するよう、また、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、適宜見直しを実施する。 | 適宜実施 | | | 総務部 人事課 |
| 33 | 時間外勤務の適正化 | 職員1人当たりの時間外勤務の削減を図る。 | 適宜実施 | | | 総務部 人事課 |
| 34 | 適正な定員管理の推進 | 事務の効率化・合理化を図る中で、的確に業務量を把握し適正な定員管理を行う。 中核市移行などの新たな行政課題に対し、必要な職員の確保に努める。 | 推進 | | | 総務部 人事課 |

職員の意識改革と組織機構の見直し

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|-------------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 35 | 職員研修の充実 | 市民の視点に立ち、自主・自立の精神で積極果敢に行動する職員の育成のため、時代の変化に適応した、職員の意識改革と職務遂行能力の向上に資する研修の充実を図る。 また、各職員が組織として効率的な行財政運営を進め、専門性に配慮した研修(法務、政策形成能力向上等)を実施する。 | 実施 | | | 総務部 職員研修所 |
| 36 | 待遇の向上 | 平成25年度に各部局の職員が参画する待遇向上を目指したワーキンググループを設置し、待遇マニュアル作成に取り組んでいる。平成26年度以降、この待遇マニュアルを活用した待遇向上のための取り組みを全庁的に行う。 | 実施 | | | 総務部 職員研修所 |
| 37 | 楠総合支所のセンター化 | 楠総合支所について、予算、決算、施設管理などの業務移管を進め、地区市民センターへの移行を行う。 | 調整 | 移行 | | 市民文化部 楠総合支所 |

環境問題への対応

| No. | 改革事項 | 改革内容 | 改革目標期間 | | | 担当所属 |
|-----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|------|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | |
| 38 | LED化等照明設備の省エネ化 | 平成25年度に策定した「公共施設のLED照明の導入に関する指針」に基づき、庁舎や道路照明、公園照明等について、LED化を含めた照明設備の省エネ化の推進を図る。 | 適宜実施 | | | 関係各課 |